

Ⅳ 個人情報保護審議会の審議状況

神奈川県個人情報保護審議会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、平成2年10月1日の神奈川県個人情報保護条例の全面施行に先だち、同年4月、会長に成田頼明横浜国立大学教授（現横浜国立大学名誉教授）を選出し、学識経験者、県民各界代表者等15名により発足しました。審議会委員の任期は2年であり、平成20年4月には、第10期の委員として8名が再任、7名が新任され、会長に兼子仁東京都立大学名誉教授を選出しました。

審議会には、①県の実施機関が保有する個人情報に係る事案について専門的に審議する県保有部会、②事業者の保有する個人情報の取扱いに係る事案について専門的に審議する民間保有部会、③住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護について審議する住基部会（平成14年9月12日設置）及び④個人情報保護制度の充実について審議する制度検討部会（平成15年7月17日設置）の4部会が置かれています。

平成20年度は、審議会（全体会）6回、県保有部会4回及び民間保有部会6回が開催され、本人外収集（条例第8条）、目的外利用（条例第9条）、オンライン結合による提供（条例第10条）について6件の答申が、個人情報の取扱業務の登録（条例第48条）及び登録事項の変更（条例第51条）について6件の答申が行われました。また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、各実施機関からの報告に基づいて審議が行われました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 7 8 回 全 体 会	平成20年 5月15日(木)	1 会長及び副会長の選出 2 部会の設置及び部会長の指名 3 審議会の運営について 4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係） 5 個人情報取扱業務の登録に係る諮問について（条例第48条関係） 6 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について
第 8 9 回 県 保 有 部 会	5月15日(木)	1 部会長職務代理者の指名について 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係）
第 1 1 7 回 民 間 保 有 部 会	5月15日(木)	1 部会長職務代理者の指名について 2 個人情報取扱業務の登録に係る諮問について（条例第48条関係）

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 7 9 回 全 体 会	7月10日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「オンライン検査予約受付事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係） 3 個人情報取扱業務の登録に係る諮問について（条例第48条関係） 4 学校と警察との情報連携制度（児童・生徒支援ネットシステム）の運用状況に係る報告について 5 神奈川県個人情報保護条例の一部改正（条例の見直し関係）に係る報告について 6 「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の趣旨及び解説の改正に係る報告について 7 平成19年度個人情報保護制度の運用状況に係る報告について
第 9 0 回 県 保 有 部 会	7月10日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「オンライン検査予約受付事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係）
第 1 1 8 回 民 間 保 有 部 会	7月10日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱業務の登録に係る諮問について（条例第48条関係）
第 8 0 回 全 体 会	9月18日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「廃棄物不法投棄監視指導事務」に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略に係る諮問について（条例第8条関係） 2 「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務」に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び本人通知の省略に係る諮問について（条例第8条及び第9条関係） 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係） 4 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び第51条関係） 5 「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の趣旨及び解説の改正に係る報告について 6 「神奈川県個人情報取扱事務委託基準」の見直しに係る報告について
第 9 1 回 県 保 有 部 会	9月18日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「廃棄物不法投棄監視指導事務」に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略に係る諮問について（条例第8条関係） 2 「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務」に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び本人通知の省略に係る諮問について（条例第8条及び第9条関係） 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係）
第 1 1 9 回 民 間 保 有 部 会	9月18日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び第51条関係） 2 「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の趣旨及び解説の改正に係る報告について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 8 1 回 全 体 会	1 1 月 1 3 日 (木)	1 「建築士・建築士事務所の登録・閲覧事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 2 「教員免許管理事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 3 「議会検索システムに関する事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係） 5 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び第51条関係） 6 統計法等の改正に伴う神奈川県個人情報保護条例の一部改正に係る報告について
第 9 2 回 県 保 有 部 会	1 1 月 1 3 日 (木)	1 「建築士・建築士事務所の登録・閲覧事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 2 「教員免許管理事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 3 「議会検索システムに関する事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係）
第 1 2 0 回 民 間 保 有 部 会	1 1 月 1 3 日 (木)	1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び第51条関係）
第 8 2 回 全 体 会	平成21年 1 月 1 5 日 (木)	1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び第51条関係） 2 教育委員会の委託事業における事故に係る報告について
第 1 2 1 回 民 間 保 有 部 会	1 月 1 5 日 (木)	1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び第51条関係）
第 8 3 回 全 体 会	3 月 1 8 日 (水)	1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び第51条関係） 2 個人情報取扱業務登録事業者サポート事業に係る結果報告（事業評価等）について 3 教育委員会の委託事業における事故後の取組みに係る報告について
第 1 2 2 回 民 間 保 有 部 会	3 月 1 8 日 (水)	1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び第51条関係）

2 審議会の審議状況

(1) 実施機関の保有する個人情報に関する審議状況

ア 平成20年7月3日付けで病院事業管理者から諮問された条例第10条第2項の規定に基づく個人情報のオンライン結合による提供について、第90回県保有部会及び第79回全体会において審議しました。

諮問の内容は、病院事業管理者において、地域医療支援の一環として、高度医療機器の共同利用を図るために、民間事業者が運営する検査予約システムのサービスを導入し、地域医療機関がインターネットを利用して検査予約することを可能にする「オンライン検査予約受付事務」について、検査依頼元医療機関に対してオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第287号）しました。

イ 平成20年9月12日付け情公第13号で知事から諮問された条例第8条第3項第7号の規定に基づく個人情報の本人外収集及び同条第5項ただし書の規定に基づく本人通知の省略について、第91回県保有部会及び第80回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、廃棄物の不法投棄行為を防止するとともに、その行為者に対して指導等を行うために、監視カメラを設置し、その撮影した画像情報から不法投棄行為者及びその補助者に関する個人情報を収集する「廃棄物不法投棄監視指導事務」について、本人外収集及び本人通知の省略を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第289号）しました。

ウ 平成20年9月12日付け情公第14号で知事から諮問された条例第8条第3項第7号の規定に基づく個人情報の本人外収集及び同条第5項ただし書の規定に基づく本人通知の省略並びに条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用について、第91回県保有部会及び第80回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、児童虐待やDVを行う者に支給している児童手当等の支給事由消滅の処理を行うとともに、DV被害者に対する児童手当等の支給が迅速になされるよう支援するために、関係市町村等から、児童虐待を行う保護者、DVを行う配偶者及び虐待される児童に関する個人情報を収集するとともに、要保護児童の適切な保護を図るために収集した児童虐待を行う保護者及び虐待される児童に関する個人情報を利用する「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務」について、本人外収集及び本人通知の省略並びに目的外利用を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第290号）しました。

エ 平成20年11月6日付け情公第20号で知事から諮問された条例第10条第2項の規定に基づく個人情報のオンライン結合による提供について、第92回県保有部会及び第81回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、建築士及び建築士事務所の登録・指導等を実施するとともに、建築士名簿等を一般の縦覧に供する「建築士・建築士事務所の登録・閲覧事務」について、登録機関、特定行政庁等、建築士、建築士事務所及びインターネット利用者に対してオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第293号）しました。

オ 平成20年10月29日付け職第313号で教育委員会から諮問された条例第10条第2項の規定に基づく個人情報のオンライン結合による提供について、第92回県保有部会及び

第81回全体会において審議しました。

諮問の内容は、教育委員会において、教育職員免許状の授与やその有効期間の更新等教育職員免許法を運用する際に必要となる情報を共有化する「教員免許管理事務」について、授与権者や免許管理者に対してオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第294号）しました。

カ 平成20年11月11日付け神議第78号で議会から諮問された条例第10条第2項の規定に基づく個人情報のオンライン結合による提供について、第92回県保有部会及び第81回全体会において審議しました。

諮問の内容は、議会において、委員会等記録をインターネットにより公表する「議会検索システムに関する事務」について、既に審議会に意見を聴いて、インターネット利用者に対してオンライン結合による個人情報の提供を認めた内容を変更しようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第295号）しました。

(2) 事業者の保有する個人情報に関する審議状況

条例第48条の個人情報の取扱業務の登録及び条例第51条の登録事項の変更について、計6回の諮問が知事からあり、民間保有部会で審議され、審議結果が全体会に報告されました。

審議の結果、事業者の業務の登録に係る69事業者・113業務及び登録事項の変更に係る11事業者・22業務について、すべて登録及び登録事項の変更を可とする答申（第286号ほか5件）を行い、この答申を受けて、業務の登録及び登録事項の変更が行なわれました。

なお、審議会から出された答申文の概要等については、資料編に掲載しました。

神奈川県個人情報保護審議会委員名簿

平成21年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	部会	備考
石井 夏生利	情報セキュリティ大学院大学専任講師	民間、制度	
石川 壽々子	神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長	県、住基	
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授	県◎、住基○、制度	
兼子 仁	東京都立大学名誉教授	県、住基◎ 、制度◎	会長
塩入 みほも	駒沢大学法学部准教授	県○、住基、制度	
篠崎 百合子	弁護士（横浜弁護士会）	民間	
遠山 悌二郎	神奈川経済同友会専務理事	民間	
中村 卓司	神奈川新聞社編集局編集センター長	県、住基	
橋本 弘	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 副事務局長	民間	
原嶋 繁	神奈川県立高等学校PTA連合会副会長	県、住基	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	民間◎、制度○ (住基アドバイザー)	副会長
本山 文子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	民間	
山田 登美夫	愛川町長	県、住基	
横田 和浩	神奈川県商工会議所連合会専務理事	民間○	
米倉 孝治	神奈川県社会福祉協議会理事・事務局長	県、住基	

県：県保有部会、民間：民間保有部会、住基：住基部会、制度：制度検討部会

◎：部会長、○：部会長職務代理者

任期 平成20年4月1日～平成22年3月31日

神奈川県個人情報保護審議会への諮問事案件数等整理表

(平成2年4月1日～平成21年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件														民間保有関連案件			住基 関連 案件	制度 の 充実			
	6条		8条			9条			10条		計			旧 26条	47条	48条				51条		
	取扱制限 事項		本人外収集			目的外利用 ・提供			オンライン 結合							個人 情報 取扱い の 指針	業務登録数				登録 業務 変更	
	類 型	個 別	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別 変更	類 型	個 別 変更	本人 通知 省略 類型	正 の 申 出	諮 問 件 数		諮 問 し た 登 録 業 務			登 録 業 務 変 更		
知事	7	17	13	43 (3)	4	8	23 (1)	4	4	12 (1)	2	32	95 (5)			2		8	1		3	122 (6)
議会	6	1	8	4	2	8	-	4	1	4	1 (1)	23	9	1 (1)	6	-			[事業者数] 8,758 (69)			
公営企業 管理者	6	-	8	11	4	8	5	4	3	3	-	25	19	-	8	-						
病院事業 管理者	7	5	12	11	4	8	7	4	4	6 (1)	-	31	29 (1)	-	8	-						
教育 委員会	7	5	12	15	4	9	1	4	4	7 (1)	1	32	28 (1)	1	8	4						
人事 委員会	6	-	8	4	2	8	-	4	3	2	-	25	6	-	6	-						
監査 委員	4	-	9	6	2	6	-	2	1	2	-	20	8	-	4	-						
公安 委員会	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-						
警察 本部長	9	4	12	4	4	10	1	4	2	1	-	33	10	-	8	-						
労働 委員会	7	-	12	3	4	8	-	4	1	-	-	28	3	-	8	-						
選挙管理 委員会	7	-	12	4	4	8	-	4	3	3	-	30	7	-	8	-						
収用 委員会	7	-	12	4	4	8	-	4	1	-	-	28	4	-	8	-						
海区漁業 調整委員会	7	-	12	3	4	8	-	4	1	2	-	28	5	-	8	-						
内水面漁場 管理委員会	7	-	12	3	4	8	-	4	1	1	-	28	4	-	8	-						
合計	88	32	143	115 (3)	47	105	37 (1)	50	29	43 (3)	4 (1)	365	227 (7)	4 (1)	97	5	3	122 (6)	[件数] 15,002 (113)	15 (3)	1	1

注 ()内は20年度の件数、合計は延べ数です。知事と病院事業管理者の件数は一部重複しています。

V 制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

(1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護法（以下「法」という。）が平成17年4月に全面施行されたことにより、個人情報への関心が一気に高まり、個人情報の保護についての行き過ぎた反応、いわゆる「過剰反応」が起きました。法は、個人情報の保護と利用のバランスを図ることを目的としており、過剰反応は、法を初めとする個人情報保護制度への理解が不十分であることから起きていると言われています。

県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、パンフレットの配布やポスターの掲示、県のホームページでの制度紹介などを行っていますが、平成17年度からは、特に「過剰反応」に対する取組を行っています。

平成20年度は、過剰反応の具体的な事例とその対応策を記載したパンフレットを、市町村等を通じて約2万部配付したり、快適な社会を実現するため、必要な個人情報を上手に活用することを呼びかけるポスターを掲示するなどしました。また、平成19年度に引き続き、内閣府、小田原市、社団法人全国消費生活相談員協会との共催で、「個人情報保護法説明会」を開催したところ、490名の方の参加をいただき好評でした。

(2) 事業者に対する意識啓発

県は、県内事業者の事業活動における個人情報保護の推進を図るため、「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）を作成・公表し、事業者が個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際によりどころとしています。また、個人情報取扱業務の登録制度により、事業者が個人情報を取り扱う業務を登録して、登録簿の形で県民が閲覧できるようにすることで、個人情報保護についての事業者の自主的な取組を促し、それが、事業者に対する県民の信頼につながるようにしています。

これらの施策を理解していただき、登録制度を適正に運営するとともに、指針に基づき、適正に個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行っております。

平成20年度は、個人情報を取り扱う事業者団体と県機関で構成する個人情報保護推進会議を開催し、116名の参加された方々に個人情報保護を取り巻く状況や今後の課題について、共に考えていただきました。また、事業者向けの県のホームページに、情報セキュリティ大学院大学石井夏生利専任講師による「個人情報保護法の適切な取扱いの実現～過剰反応への対策～」を掲載しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るため、また、職員による個人情報にかかる事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要があります。

平成20年度の研修については、自治総合研究センター主催で新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）及び階層別研修（4回）を実施したほか、総務部総務課行政事務監察担当主催で新任副課長等を対象とした事故防止研修（5回）を実施しました。また、各部局等が実施する事故防止等の研修にも講師を派遣（計11回）しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」を7,000部増刷し、すべての県機関の職員に配付しました（公安委員会及び警察本部長については別途対応）。

3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成8年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成20年度も10月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。また、昨年度に引き続き、市町村の協力を得て、市町村の施設においてもパネルの展示（13市町）やポスターの掲示（33市町村）、パンフレットの配布（33市町村）を行いました。